



熊本県公報

号 外 第 1 9 号
平成 26 年 3 月 31 日 (月)
(毎 週 火・金 発 行)

目 次

規 則

- 熊本県広域本部設置条例施行規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

規 則

熊本県広域本部設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 6 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 7 号

熊本県広域本部設置条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県広域本部設置条例施行規則 (平成 2 5 年熊本県規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

- 第 2 条の表林業普及指導に関する事務の項を削る。
- 第 3 条の表以外の部分中「及び」を「又は」に改め、「土木事務所」の次に「(以下「地域振興局等」という。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、次の表の左欄に掲げる事務について、同表の中欄に掲げる地域振興局等に同表の右欄に掲げる区域を所管させる。

事 務	地域振興局等	区 域
林業普及指導に関する事務	熊本県県央広域本部 上益城地域振興局	熊本市
森林及び林業に係る工事の検査に関する事務	熊本県県央広域本部 上益城地域振興局	宇土市、宇城市及び下益城郡

附 則

- (施行期日)
- 1 この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に熊本県県北広域本部において行われた処分、通知その他の行為に係る書類又は熊本県県北広域本部に提出された申請書その他の書類 (いずれも熊本市の区域に係る林業普及指導に関する事務に係るものに限る。) は、施行日以後においては、熊本県県央広域本部上益城地域振興局において行われた処分、通知その他の行為に係る書類又は熊本県県央広域本部上益城地域振興局に提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 施行日前に熊本県県央広域本部宇城地域振興局において行われた処分、通知その他の行為に係る書類又は熊本県県央広域本部宇城地域振興局に提出された申請書その他の書類 (いずれも宇土市、宇城市又は下益城郡の区域に係る森林及び林業に係る工事の検査に関する事務に係るものに限る。) は、施行日以後においては、熊本県県央広域本部上益城地域振興局において行われた処分、通知その他の行為に係る書類又は熊本県県央広域本部上益城地域振興局に提出された申請書その他の書類とみなす。